

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第4区分
 【発行日】平成19年2月8日(2007.2.8)

【公開番号】特開2005-199713(P2005-199713A)
 【公開日】平成17年7月28日(2005.7.28)
 【年通号数】公開・登録公報2005-029
 【出願番号】特願2005-3325(P2005-3325)
 【国際特許分類】

B 2 7 B 13/08 (2006.01)

B 2 3 D 57/02 (2006.01)

B 2 7 B 13/00 (2006.01)

【F I】

B 2 7 B 13/08

B 2 3 D 57/02

B 2 7 B 13/00 C

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月15日(2006.12.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

ガイドバー20の細長の水平スロット28(図2)によって、ガイドバーは、スタッド24及び26の位置により決まる水平軸に沿って駆動プロケット16から離れる方向に移動することができる。ガイドバー20のこの移動によってソーチェーンの緩みを取り除かれる。ガイドバー20は水平スロット28の上方に位置する穴60を有し、この穴によって、チェーンソー10が動作状態にあるとき、エンジンシャーシ14上のオイラー(図示せず)からの油が潤滑油としてガイドバー及びソーチェーン18に供給される。スロット28の下方には第2の穴62が位置し、この穴に、ガイドバー20の平面から垂直に延びるシリンダー状の張り調整ピン64が、好ましくは取り外し不能に圧入されるか、又は固定される。図示した例では、張り調整ピン64はガイドバー20から少なくともガイドバーの厚さに等しい距離、好ましくはガイドバーの厚さの少なくとも約2倍の距離だけ突出する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

ノブ34が締め位置まで回転すると、このノブによってカバープレート82上の摩擦面94がロックプレート70の摩擦面78に対して締めつけられる。これらの2つの面を押し合わせると、張り調整ピン64がロックされて動かなくなるので、ガイドバー20はその時点の位置に保持される。ノブ34がその緩め位置まで回転してこれらの摩擦面の圧力が解除されると、バネ付勢されたカム100がガイドバー20を前方向に押し、ソーチェーン18に張りをを持たせる。ノブ34が限界まで回転して緩め位置を完全に超えると、クラッチカバー30をエンジンシャーシ14から取り外すことができる。普通、この操作はエンドレスソーチェーン18を交換するためにのみ行なわれる。クラッチカバー30が

エンジンシャーシ 1 4 から外れると、カム 1 0 0 は張り調整ピン 6 4 から外れ、バネによって付勢されて回転し切った位置まで回転する。オーバーライドレバー 1 1 6 を反時計回りにバネ 1 1 4 の力に逆らって手で動かすことにより、カムを最初の角度位置に後退させないようにすると、カム 1 0 0 のトレーリング部 1 1 2 (図 5) はガイドバー 2 0 上の張り調整ピン 6 4 の端部に載り、これによってカム 1 0 0 が張り調整ピン 6 4 の後部側に正しく位置するまでクラッチカバー 3 0 の装着ができなくなる。クラッチカバー 3 0 を再度エンジンシャーシ 1 4 に装着し、オーバーライドレバー 1 1 6 を解放すると、バネ付勢されたカム 1 0 0 は再度張り調整ピン 6 4 を付勢し、ソーチェーンが最大張力を示す位置までガイドバー 2 0 を移動させる。